

# 現代日本語の非制限節における 主節時基準現象

橋 本 修

## 0. はじめに

現代日本語において、従属節のル/タ形が発話時ではなく、主節時を基準に取るという、主節時基準現象（相対基準時現象）は、現象の存在自体はよく知られている。しかしこの主節時基準現象がどのような条件のもとで起こるのかという問題に関しては、先行研究によるいくつかの成果はあるものの、十分な答えを与えられていない点も多い。本稿ではこの問題に対してより明確な答えを与えるための一つとして、従属節のうちの、非制限節における主節時基準現象の成立条件を明らかにする。

## 1. 用語の規定

議論の前に、以下のように、用語の規定等についていくつか整理しておく必要がある。

### 1-1 「主節時」

まず「主節時」という概念について検討する。この点については、先行研究のうち、三原1992のように、あるものは暗黙のうちに既に本稿と同様の立場をとっており、あるものは暗黙のうちに本稿の立場をとっていない、という状況にあり、やはり明確な形で議論しておく必要があると思われる。まず、(1)のように主節の述部が非状態的であれば「主節時とは主節の表している出来事の成立する時点である」という規定で十分であり、実際そのような規定に基づいている先行研究もある。

(1) 明日の集まりでは、〔先に行った〕人が、迎えに来てくれる。

(1) の場合、従属節「先に行った」の基準時である主節時は、「迎えに来てくれる」という出来事の成立する時点として問題はない。しかし、以下の(2)のような場合がある。

(2) 明日〔無事に帰ってきた〕人は、きっと全員救命具をつけているに違いない。

この場合、主節時を「救命具をつける」の成立時とすることはできない。「救命具をつける」時点は「無事に帰ってきた」時点よりも前であるという解釈が可能(ここでの文脈においてはその解釈のほうが普通)だからである。だからといってこの(2)を主節時基準の文ではなく、発話時基準の文ということではできない。従属節の出来事は未来の出来事であるにもかかわらず、述部がタ形であるからである。

上のことから、「主節時＝主節の表す出来事の成立時」という規定は不十分(疑似的)であることが確認される。即ち、従属節の述部の基準時になっている主節時というものは、いわゆる Reichenbach 1947等の SRE 体系で言えば、出来事時 event time ではなく、参照時 reference time の方である(直感的な言い方で言えば、主節時(従属節が基準にしている時点)は、「つけ(る)」が指している時点ではなく、「ている」が指している時点であるという言い方が可能である)。例文(1)のような場合は、出来事時と参照時が一致しているために、厳密な規定が不要であった場合ということになる。以下、本稿では、「主節時＝主節の表す事態の参照時」とし、「主節が指す時点」という言い方も同様の意味で用いる。但し、分かりやすさのために、出来事時が参照時と一致しており、混乱をきたさない場合には、主節時として「～の起こる時点(＝「～スル時点」)」という言い方も、便宜的に用いることがある。また、「従節時」についても同様に、「従属節の表す事態の参照時」と規定しておく。

## 1-2 テンス・アスペクトの区別

主節時基準現象を扱う場合、もうひとつ問題になるのが、主節時を基準にしているル/タ形が、テンスを表しているのか、アスペクトを表しているのか、という点である。この点についても統一的な共通理解が存在しているとは言いがたいので、ここで改めてテンス・アスペクトに関する一般的規定の問題なども含めて考えてみる。

「テンスとは、発話時と参照時との関係をあらわすものである」という常識的な規定から見ると、当然、主節時基準のル/タ形はテンスではありません、アスペクトということになる（実際にいくつかの先行研究においては、主節時基準のタ形は、全てアスペクトであるという主張がある）。この時のアスペクト上のル/タ形の意味は、「未完了/完了（perfective か perfect かは不明）」であろう。

典型的なテンスの規定から「発話時と参照時との関係」を落とすわけにはいけないので、この点、主節時基準のル/タ形が少なくとも典型的なテンスでないということは間違いない。問題は、主節時基準のル/タ形が、通常のアスペクトと全く同じ性質をもっているかどうかという点である。この点については、2つの場合について分けて考える必要がある（注1）。

一つ目の場合とは、「主節においては、ル/タ形は、テンスしか表さない」という立場をとる場合である。この場合は、主節のアスペクト体系には基本的に存在しない「完了/未完了」の意味を、主節時基準のル/タ形に認めることになり、主節時基準のル/タ形を、特殊なものとして認めざるをえないということになる。また、テイルに完了の意味を認め、主節のアスペクト体系に「完了/未完了」という要素を認めたとしても、主節時基準の従属節ル/タ形は、さらに「状態/非状態」即ちル/テイルの対立を内部に持ちうるので、やはり、主節時基準の従属節のル/タ形の意味は、主節でテイル/ル形が（仮に持つとして）持っている「完了/未完了」とは、異なるということになり、やはり特殊ということになる。

二つ目の場合は、「主節においても、ル/タ形は、「完了/未完了」というアスペクト的意味を持ちうる」という立場を取る場合である。この場合、一つ目の場合に問題となった主節時基準の従属節ル/タ形の性質は、主節のル/タ形にもあるので、従属節ル/タ形のもつアスペクト上の意味は、特殊なものではないということになる。しかし、詳しく見ていくと、以下のような問題が残る。

「主節のル/タ形が「完了/未完了」のアスペクト的意味を表す場合がある」という立場を支えているのは、以下のような観察である。

- (3) もう学校に行った。
- (4) まだ学校に行っていない。
- (5) きょう学校に行った。
- (6) きょう学校に行かなかった。

(3)の否定が(4)であり、(5)の否定が(6)である。ここで、(3)のタ形の否定が、(4)の「ていない」に対応することから、(3)のタ形は(5)のタ形と異なり、過去形ではなく(現在)完了形であるということが導かれる。この観察は、基本的に正しいと考えられる。しかし、この場合におけるタ形の完了用法と、主節時基準節におけるタ形の用法とが同じものであるとはいえない。

(7) [あした学校に行かなかった]人は、あさって先生に叱られる。

(7)の「あした学校に行かなかった」は、主節時基準の従属節である。この節のタ形は、時点副詞を持ち、「～しなかった」という形を持つという点で、(6)と同じ形をしている。即ち、この従属節は、主節であればテンスとしてしか働かない形をしているのである。従って、この従属節のタ形の持つ「完了」と、(3)のような主節におけるタ形の持つ「完了」では、やはり性質が異なると言わざるをえないということになる。

以上、主節時基準節のル/タ形の持つ意味は、発話時基準でないという意味で典型的なテンスではないが、かといって、単純にアスペクトに属する(完了の意を表す)というわけにもいかないということが明らかになった。主節時基準節のル/タ形は、発話時基準でないということを除けば、内部に状態/非状態という対立を持ちうるなど、テンス形式としての性質を保存しており、従来の格下げされたテンスという意味での「相対テンス」という言い方も、必ずしも外的外れでないということになる。本稿は以上の事情を踏まえ、現象は現象として押さえた上で、テンスかアスペクトかという二者択一を避けて、暫定的に従属節のル/タ形の意味についてテンス・アスペクトのいずれの用語も用いず、「～基準」という用語のみを用いることにする。金田一1976他の述べるように、「過去/非過去」というテンス上の意味も、「完了/未完了」というアスペクト上の意味も、「基準時から前/後」という共通部分を持っており、そこだけを問題にすることが可能であるからである。

### 1-3 非制限節

「制限/非制限節」の規定は金水1986、三宅1992等に従う。これらの先行研究において、少なくとも取り扱われている範囲では、はっきりとした食い違いはないようである。制限節/非制限節を分ける最も適当なテストは、疑問語の

挿入の可否（挿入して主節疑問文の焦点となりえれば制限節，なりえなければ非制限節）であろうと目されるので，本稿でも，どちらに属するのか確認する場合には，原則としてこのテストを用いている。

## 2. 非制限節の諸形式

1-3の規定を踏まえると，現代日本語の非制限的従属節の主なものには，以下のようなものがあることになる。

- ・ 引用節の一部（非制限的引用節）
- ・ 連体節の一部（非制限的連体節）
- ・ テ形節の一部（非制限的テ形節）
- ・ 連用形節の一部（非制限的連用形節）
- ・ ナガラ（逆接）節
- ・ ノニ節
- ・ ノデ節
- ・ テモ節
- ・ ガ節
- ・ カラ節の一部（非制限的カラ節）
- ・ ケレド節（「ケレドモ」の形もこれに含める）
- ・ シ節

以上の非制限節のうち，（非制限的）テ形節，（非制限的）連用形節，ナガラ（逆接）節，テモ節には述部のル/タ形の対立が存在しない。従ってこれらは主節時基準現象の可能性自体が存在しない節ということになり，検討対象から外す。結局，残った検討対象は，

- a 引用節の一部（非制限的引用節）
- b 連体節の一部（非制限的連体節）
- c ノニ節
- d ノデ節
- e シ節
- f ガ節

- g カラ節の一部（非制限的カラ節）
- h ケレド節（「ケレドモ」の形もこれに含める）

の8種類ということになる。3. 以下で、これらの節がそれぞれ主節時基準現象を起こしうるのかについて見ていく。

### 3. 主節時基準現象の可否

2. で検討対象としたa～hの節について、主節時基準現象の可否を見る。主節時基準現象の確例は、従属節ル形・主節夕形、従属節夕形・主節ル形、の2つの場合にしか存在しない。実際の現象において前者と後者の場合とで状況は大きく異なるので、以下、この2つの場合を分けて検討する。

#### 3-1 従属節ル形・主節夕形の場合

ここでは、従属節ル形・主節夕形の場合に、それぞれの節に主節時基準現象が起こりうるかどうかを見ていく。

a～hの節のうち、主節時基準現象を起こしうると見なせるのは、a, b, c, d, eの、5つの節である。一方、f, g, hの節は、主節時基準現象を起こしえない。

- (8) 彼は〔このままではジリ貧になる〕と、強引に勝負に出た。  
(a：非制限的引用節)
- (9) 太郎は〔帰国する〕花子に手紙を託した。(b：非制限的連体節)
- (10) あの人〔皆が見ている〕のに平気で暴れた。(c：ノニ節)
- (11) 私は〔来客がある〕ので、先に帰った。(d：ノデ節)
- (12) 〔小銭は落ちる〕し、〔帽子は飛ぶ〕し、困ってしまった。(e：シ節)

以上のa, b, c, d, e即ち、非制限的引用節、非制限的連体節、ノニ節、ノデ節、シ節には、主節時基準の読みがある。(8)で言えば、「このままではジリ貧になる」の指す時点が、主節時よりあとで発話時より前、という読みが主節時基準の読みであるが、(8)には確かに、その読みが存在する。(9)(10)

(11)(12)についても同様で、いずれも、従節時が主節時よりも同時か後で発話時よりも前という主節時基準の読みを持っている。これに反し、以下の(12)

～ (15) の節は、主節時基準現象を起こさない。

(13) 「彼が大学に入学する」が、私は貧乏で就職祝いのお金が払えなかった。(f:ガ節)

(14) 「肩を傷めています」から、試合に出ませんでした。

(g:非制限的カラ節)

(15) (?)彼は「足をけがしている」けれど、試合に出た。(h:ケレド節)

(13) において、主節時基準の読みとは、従属節「彼が大学に入学する」が主節時より後で発話時より前、という読みであるが、この読みは得られない、即ち、「彼」が既に入学しているという読みは存在しない。このことは、文全体を過去の出来事として示す、「あの時」を挿入した、

(16) (?)あの時「彼が大学に入学する」が、私は貧乏で就職祝いのお金が払えなかった。

が不自然であることによりはっきりする。ちなみに、ガを、先ほどのノニに変えた、

(17) あの時「彼が大学に入学する」のに、私は貧乏で就職祝いのお金が払えなかった。

は自然であり、この文との対比からも、(13)に相対基準時の読みのないことが、一層はっきりと分かる。

(14)についても、主節時基準の読みはないようである。即ち、(14)に「あの時(は)」を挿入した、

(18) (?)あの時は「肩を傷めています」から、試合に出ませんでした。

が不自然である。ちなみに、(14)の従属節から丁寧形を取り除くと、非制限的カラ節になるが、この時は、

(19) 「肩を傷めている」から、試合に出なかった。

のように、主節時基準の読みを持っている。従って、(19)に「あの時(は)」を挿入した

(20) あの時は〔肩を傷めている〕から、試合に出なかった(のだ)。

も自然である(注2)。

(15)は、文の内容が主節時基準の読みを要求する文脈を想定しやすいため、主節時基準となりえないこの文自体が不自然に感じられる。これに対応するノニ文、即ち

(21) 彼は〔足をけがしている〕のに、試合に出た。(h:ケレド節)

は、全く自然な文である。以上、従属節ル形・主節タ形の場合、主節時基準現象は、a~eの節で起こり得、f~hの節で起こりえないことが明らかになった。

### 3-2 従属節タ形・主節ル形の場合

従属節タ形・主節ル形の場合は、上の従属節ル形・主節タ形の場合とは、状況がかなり異なっており、主節時基準現象を起こすのは、aの非制限的連体節と、bの非制限的引用節に限られる。また、bの非制限的連体節が主節時基準になるのも、ある程度特殊な条件を満たすものに限られるようである。

(22) そんなことをしたら、〔君のせいでひどいことになった〕と、彼が君への攻撃を始めるだろう。(a:非制限的引用節)

(23) 〔ワシントンに着いた〕村山首相は、早朝から交渉に入るだろう。  
(b:非制限的連体節)

(24) あしたの頃は、〔無事下山した〕彼と一杯やっているだろう。  
(b:非制限的連体節)

aの非制限的引用節は、問題なく主節時基準の解釈を許す。後述するが、引用節は制限節/非制限節の別を問わず、また、従属節と主節のタ/ル形の組み合わせのいかに関わらず、全て主節時基準の解釈を持つ。

一方、非制限的連体節においては、従属節がタ形の場合、主節時基準になることは、あまり普通ではない。(23)における主節時基準の読みとは、「ワシン



トンに着いた」が主節時「交渉に入る」より前で発話時より後という読みであるが、この読みを困難に感じる話者も多い。従って、従属節の事態が発話時より後であることが明示された、

- (25) (?)あした〔ワシントンに着いた〕村山首相は、早朝から交渉に入るだろう。

には若干の不自然さを感じる話者が多い。非制限的連体節が主節時基準節として完全に許容されるには、(24)のように主節がテイル形になるという、別の条件が必要になってくる(なぜ、主節がテイル形になると主節時基準節として許容されるようになるのかについては不明である。今後の課題としたい)。

一方、c以下の節については、従属節タ形・主節ル形の場合、主節時基準現象は全く起こりえない。まず、従属節ル形・主節タ形の場合には主節時基準現象を起こしえた、c, d, e即ち、ノニ節、ノデ節、シ節について見てみる。

- (26) (?)〔太郎は薬を貰った〕のに、きっと飲まない。(c:ノニ節)  
 (27) ?あの方は〔皆が見ていた〕のに平気で暴れるだろう。(c:ノニ節)  
 (28) あの犬は〔えさが貰えなかった〕ので、ついて来ないにちがいない。  
 (d:ノデ節)  
 (29) ?彼は〔明日虫に刺された〕ので、翌日会社を休むだろう。  
 (d:ノデ節)  
 (30) (?)〔小銭は落ちた〕し、〔帽子は飛んだ〕し、きっと困るよ。  
 (e:シ節)  
 (31) ?そんな恰好で人込みに入ると、〔小銭は落ちた〕し、〔帽子は飛んだ〕し、きっと困るよ。(e:シ節)

(26)は、許容されるとしても、発話時基準の読みとしてでしかなく、主節時基準、即ち、「薬を貰った」が発話時より後という読みは存在しない。(26)を若干不自然とする話者も多く、そのタイプの話者は、従属節ル形・主節タ形の場合には、発話時基準の解釈をも許さないということになる(ノニをケレドに変えれば、発話時基準の節として全く自然である)。一方(27)の方は、発話時基準に読みにくいので、発話時基準の解釈なら許容する話者でも、はっきりと不自然さを感じる。

(28) と (29) の対においても同様で、(28) は発話時基準としてしか読めず、「えさが貰えなかった」が発話時より後を指すという、主節時基準の文としては許容されない。従って、発話時基準に読みにくい (29) は、不自然な文になる。(30) (31) の対についても同様で、(30) にはあるとしても発話時基準の読みしかなく、発話時基準に読みにくい (31) は不自然になる。

次に、f, g, h の節について見る。従属節ル形・主節タ形の時も主節時基準現象を起こしえなかったこれらの節、即ちガ節、非制限的カラ節、ケレド節においては、従属節タ形・主節ル形の場合も全く主節時基準現象が起こりえない。

(32) 彼は〔大学には来た〕が、図書館には行かないだろう。(f : ガ節)

(33) 〔お湯が沸きました〕から、ココアでもいれます。

(g : 非制限的カラ節)

(34) 〔雨は降った〕けれど、寒くはならない。(h : ケレド節)

これら (32) (33) (34) の従属節は、明らかに発話時基準の読みしか持っていない。

以上、従属節タ形・主節ル形の場合、主節時基準現象を起こす非制限節は、a の非制限的引用節と、b の非制限的連体節の一部のみであり、従属節ル形・主節タ形の場合よりその範囲が狭いことが分かる。

### 3-3 丁寧形との関わり

3-1, 3-2 で、主節時基準現象が起こりうるのは、従属節ル形・主節タ形の場合の a ~ e, 従属節タ形・主節ル形の場合の a, b の節であることが分かったが、これらの節を、「です」「ます」を含む、丁寧形にすると、また状況が変わってくる。以下従属節ル形・主節時タ形の場合、従属節タ形・主節ル形の場合、の順に現象を見てみる。

#### 3-3 1 従属節ル形・主節タ形の場合

まず、従属節ル形・主節タ形の場合の a (非制限的引用節) であるが、この場合、従属節が丁寧形でも主節時基準現象が起こりうるようである。

(8) 彼は〔このままではギリ貧になる〕と、強引に勝負に出た。

- (35) 彼は〔このままではジリ貧になります〕と、強引に勝負に出た。  
(36) 彼は〔この方が楽ですよ〕と、ベッドを少し起こし気味にしてくれた。

さきほど主節時基準の例として挙げた(8)に対し、従属節を丁寧形にした(35)も、依然として主節時基準として読めるようである。(35)を、文全体の文体として若干不自然に感じる話者もいるが、そのような話者も別の例、例えば(36)のような場合なら、丁寧形を含む非制限的引用節を主節時基準の文として完全に許容する。

b (非制限連体節) の場合も、従属節を丁寧化しても主節時基準の読みが残るようである。

- (9) 太郎は〔帰国する〕花子に手紙を託した。  
(37) 太郎は〔帰国いたします〕花子に手紙を託しました。  
(38) あの時私は〔帰国いたします〕弟に、あなたの先生への手紙を託しました。

前掲の(9)が主節時基準の読みを持つと同様、従属節を丁寧形に変えた(37)も主節時基準、即ち、「帰国いたします」を発話時よりも前に読む読みが可能であるように思われる。(37)を文体的に不自然と感じる話者もいるので、別の例(38)を挙げておくが、こちらの場合には、主節時基準の読みのあることが一層はっきりする。

c～eの場合、上とは事情が異なり、丁寧形になると主節時基準の読みが失われるようである。まずc (ノニ節) を見てみる。

- (10) あの子は〔皆が見ている〕のに平気で暴れた。  
(39) (?)あの子は〔皆が見ています〕のに平気で暴れましたのよ。  
(40) 太郎は〔お届け物が来ます〕のに玄関の掃除をしませんでしたのよ。  
(41) ?あの時、太郎は〔お届け物が来ます〕のに玄関の掃除をしませんでしたのよ。

ノニ節は、丁寧形にすると、それ自体がかなり特殊な文体になってしまうが、それに目をつぶれば、やはり、主節時基準の読みを持つ前掲の(10)に対して、丁寧形にした(39)(40)には主節時基準の読みが許容されなくなっており、

発話時基準の読みだけが残っているようである（内容上発話時基準に読みにくい(39)は、そのため若干不自然である）。従って「あの時」を挿入したために主節時基準にしか読みにくい(41)は、はっきりと不自然に感じられる。

d (ノデ節) の場合を見ると、

- (11) 私は〔来客がある〕ので、先に帰った。  
 (42) 私は〔来客があります〕ので、先に帰りました。  
 (43) ?あの日、私は〔来客があります〕ので、先に帰りました。

のように、ノニ節と同様の状態を示す。即ち、主節時基準の読みを持つ(11)に対して、ノデ節内に丁寧形を含む(42)には、主節時基準の読みがない。従って、主節時基準にしか読みにくい(43)は許容されにくい文となっている。

e (シ節) の場合も、事情は同様である。

- (12) 〔小銭は落ちる〕し、〔帽子は飛ぶ〕し、困ってしまった。  
 (44) (?)[小銭は落ちます]し、[帽子は飛びます]し、困ってしまいました。  
 (45) ?あの時は、〔小銭は落ちます〕し、〔帽子は飛びます〕し、困ってしまいました。

即ち、主節時基準節の読みを持つ(12)に対し、(44)は主節時基準の読みを持たず、さらに内容上発話時基準にも読みにくいために、やや不自然な印象がある。(44)に主節時基準にしか読めないように「あの時(は)」を付けた(45)は、よりはっきりと不自然である。

続いて、f, g, h, 即ちガ節、非制限的カラ節、ケレド節について見る。既に見たように、これらの節は従属節ル形主節タ形でも主節時基準の読みを持たないのであるが、この時、従属節を丁寧形にしても、やはり主節時基準の読みを持たず、常に発話時基準の読みしか持たない。

- (13) 〔彼が大学に入学する〕が、私は貧乏で就職祝いのお金が払えなかった。(f:ガ節)  
 (46) 〔彼が大学に入学します〕が、私は貧乏で就職祝いのお金が払えませんでした。  
 (14) 〔あとで時間が必要になります〕から、仕事を増やしませんでした。

(g:非制限的カラ節)

- (15) (?)彼は〔足をけがしている〕けれど、試合に出た。(h:ケレド節)  
 (47) (?)彼は〔足をけがしています〕けれど、試合に出ました。

前述のように、(13) (14) (15) には主節時基準の読みがない。このうち、(13) のガ節を丁寧形にした(46)は(13)と全く変わらず、主節時基準の読みしか持たないことが明らかである。(14)の非制限的カラ節は、元々非制限節であることをはっきりさせる必要があるために丁寧形を用いておりチェックできないが、「丁寧形が主節時基準の読みを持たない」という意味では上のガ節と同様である。またケレド節の(15) (47)について見ても、丁寧形にした(47)は(15)同様、許容されるとすれば発話時基準の読みでしかなく、(15)を発話時基準に読みにくいために不自然と感じる話者にとっては、(47)にも同様の不自然さが感じられる。

以上従属節ル形・主節タ形の場合の現象をまとめると、主節時基準現象が起こりえたa~eの節のうち、非制限的引用節、非制限的連体節以外の、ノニ節、ノデ節、シ節は、丁寧形になると主節時基準現象を起こしえなくなってしまう。また、元々主節時基準現象を起こしえなかったf~hの節は、丁寧形になっても主節時基準現象をやはり起こしえない。

### 3-3 2 従属節タ形・主節ル形の場合

従属節タ形・主節ル形の場合、主節時基準の読みを持つのはaの非制限的引用節と、bの非制限的連体節のみであった。まず非制限的引用節について見る。

- (22) そんなことをしたら、〔君のせいでひどいことになった〕と、彼が君への攻撃を始めるだろう。(a:非制限的引用節)  
 (48) そんなことをしたら、〔君のせいでひどいことになりました〕と、彼が君への攻撃を始めるだろう。

(48)のように、(22)の非制限的引用節を丁寧形にしても、主節時基準の読みを持つ。

一方、bの非制限的連体節は、限られた条件の元で従属節タ形・主節ル形の場合に主節時基準の読みを持つが、この場合、丁寧形にすると主節時基準の読みが失われるようである。

- (24) あしたの今頃は、〔無事下山した〕彼と一杯やっているだろう。  
 (49) あしたの今頃は、〔無事下山しました〕彼と一杯やっているでしょう。

主節時基準の読みを持つ (24) に対し、丁寧形にした (49) には主節時基準の読みがない。このことは、以下のような文において一層はっきりする。

- (50) あさっての今頃は、〔前日無事下山した〕彼と一杯やっているだろう。  
 (51) あさっての今頃は、〔前日無事下山しました〕彼と一杯やっているでしょう。

(50) の「前日」は、発話時（あるいは主節時以前のどこかの時点）から見た前日とも、主節時（あさって）から見た前日とも解釈できるが、(51) の「前日」は発話時（あるいは主節時以前のどこかの時点）から見た前日の読みしかなく、主節時から見た前日という読みがない。これは、(51) に主節時基準の読みがないことの反映である。

残りの c～h の節は既に見たように、従属節夕形・主節ル形の場合には全て主節時基準の読みを持たないが、これらの節においては丁寧形にしてもやはり主節時基準の読みを持たない。全ての節の例を挙げる必要もないと思われるので、ノデ節とガ節の例で代表させる。

- (29) ?〔彼は時間がなかった〕ので、先に帰るだろう。(d:ノデ節)  
 (52) ?〔彼は時間がありませんでした〕ので、先に帰るでしょう。  
 (32) 彼は〔大学には来た〕が、図書館には行かないだろう。(f:ガ節)  
 (53) 彼は〔大学には来ました〕が、図書館には行かないでしょう。

主節時基準に読めないため不自然な (29) のノデ節を丁寧形にした (52) にも、依然として同様の不自然さがある（仮に (29) (52) に不自然さを感じない話者がいるとすれば、それはこれらの文を発話時基準に読める話者であり、その場合でも、両者が同じように主節時基準の読みを持たないという点に変わりはない）。(32) (53) にしても同様で、(32) のガ節に主節時基準の読みがないのと同じく、(53) の丁寧形のガ節にも主節時基準の読みがなく、両者とも発話時基準の読みしかない。

### 3-4 3. のまとめ

以上、結論を繰り返せば、従属節の丁寧化は、全体として、主節時基準の読みを不可能にする方向ではたらく。即ち、主節時基準の読みが可能であったもののうち、従属節ル形・主節タ形の場合のノニ節、ノデ節、シ節と、従属節タ形・主節ル形の場合の非制限的連体節は、丁寧形になると主節時基準の読みを失ってしまう。また元々主節時基準の読みを持たない節は、勿論丁寧化しても主節時基準の読みを持つようになるというようなことは起こらない。

ちなみに、丁寧化による主節時基準の読みの阻止は制限節には起こらない。

(54) 明日は、〔先に着いた〕者が迎えの車を出します。

(55) 明日は、〔先に着きました〕者が迎えの車をお出します。

(56) あの時は、〔私が声を掛ける〕前に気づいていらしたんですね。

(57) あの時は、〔私が声をお掛けいたします〕前に気づいていらしたんですね。

上のように、主節時基準の読みを持つ非丁寧形の制限節(54)(56)に対して、丁寧形の(55)(57)も同様の主節時基準の読みを持っている。

## 4. 各非制限節の特徴づけ

ここまで得られた結果を踏まえ、従属節全体における各節の特徴について考える。

### 4-1 引用節

引用節は、既に見たとおり、従属節ル形・主節タ形、従属節タ形・主節ル形いずれの場合でも、常に主節時基準現象が起こりえた。本稿では発話時基準の可否については深入りせず、またある節に「常に発話時基準の読みがない」ということを示すのはなかなか難しいが、少なくとも引用節には(制限的・非制限的の別を問わず)、従属節ル形・主節ル形、従属節タ形・主節タ形の場合を含めて発話時基準の確例がなく、常に主節時基準の読みしか持たない可能性が濃厚である。このことは、「引用節なのだから当たり前」ということにはならない。よく知られているように、日本語の引用節には、ダイクシスの調整という現象があり、引用節内の要素が、必ずしも発話時の影響を全く受けないとい

うわけではないからである(注3)。従って、「調整」という言葉を用いるならば、日本語の引用節にはダイクシスの調整は起こりうるがル/タ形の調整は起こらない(厳密には「起こっている確例がない」ということを、はっきり示しておく必要がある(注4)。またこのような振る舞いは、引用節に特有のもので、他の従属節とは異なる、特別の位置づけが必要であると思われる。

#### 4-2 その他の節の分類

引用節以外の非制限節は、ここまで見た現象に関し、大きく2つに分かれることが確認できる。b~eの、主節時基準現象の起こりうるタイプと、f~hの、主節時基準現象の起こりえないタイプである。以下では前者のタイプをノニ節で代表させ、ノニ節型非制限節と呼び、後者のタイプをガ節で代表させ、ガ節型非制限節と呼ぶことにする。

ノニ節型非制限節のうち、bの非制限的連体節のみが、場合によってはタ形においても主節時基準現象を許し、他のc, d, eの節とは若干異なる振る舞いをする。その他のノニ節型非制限節は、ル形のみ主節時基準現象を許す。

ガ型非制限節、即ちf~h節は、どのような場合でも主節時基準現象を許さない。このようなタイプの節の存在は、逆に、これ以外のタイプの主節時基準現象が、物語時基準というような、もはや普通の意味では主節時基準現象とは呼べないものとは異なることを保証している。物語時基準現象は独立文にも起こりうる(いわゆる歴史的現在の文)ぐらいなので、ノニ節型非制限節に起きている主節時基準現象が物語基準時現象であるなら、このような現象はガ型非制限節にも起こりうるものはずだからである。

#### 4-3 制限節との関係

既に述べたことと重複もあるが、ここまで扱ってきた非制限節と、制限節との共通点、相違点を見る。

まず、非制限的引用節は、ル形・タ形共に主節時基準の読みを持つという点では共通するが、引用節を除く制限節が、発話時基準の読み(の確例)を持つという点ではっきり異なっている(注5)。ノニ節型非制限節のうち、非制限的連体節は、ル形・タ形共に主節時基準現象を許すという意味では制限節との共通点が多いことになる。

また、ガ節型非制限節は、どのような場合でも主節時基準現象を起こさないという点、制限節から最も離れた位置にある。特殊な性格を持つ引用節を除外



すれば、制限節とガ節型非制限節が離れており、その間にノニ型非制限節が位置しているという図式になる。

## 5. おわりに

以上、非制限節における主節時基準現象の成立条件という観点からもう一度まとめておくと、非制限節のうち、主節時基準現象が起こりうるのは、①(あらゆる場合の)非制限的引用節、②従属節ル形・主節タ形の場合の非制限的連体節、ノニ節、ノデ節、シ節(ノニ節・ノデ節・シ節は非丁寧形に限る)、③従属節タ形・主節ル形の場合の非制限的連体節(非丁寧形に限る)、であり、その他の場合の非制限節には主節時基準現象は起こらない、ということになる。

先行研究において、制限/非制限節の別と主節時基準現象との関係を明確に述べているのは、管見の限りでは「非制限節は常に発話時基準になる」という三宅1992の主張のみである。この主張は、部分的には正しいが、本稿が見たように、実際にはあるタイプの節においては、非制限節にも主節時基準現象が存在する(但しこのことは、三宅1992の最大の眼目である「制限節と非制限節に異なる統語構造を与える(注6)」ということをし、必ずしも阻止しない。既に見たように、制限節の主節時基準現象と、非制限節の主節時基準現象とは、かなり性質が異なるからである)。本稿では、これまで一括して扱われてきた非制限節をいくつかのタイプに分けることによって、主節時基準現象の可否やそれに関する諸現象を、より正確に把握することができるようになったと考える。発話時基準現象の可否、時のダイクティックな成分との共起(注7)など、さらに詳細を明らかにすべき点があり、タイプ分けの中身についても補足する必要があるので、今後検討を続けたい。

### 注

- (注1) もう一つ、そもそもル/タ形の基本的意味にテンスを認めず、アスペクトとその拡張で捉えるという考え方がある。この立場に立てば、主節時基準節のル/タ形は、当然アスペクトの一種ということになるが、しかし以下に見る現象から見て、結局この用法のテンスの色彩が、他の完了/未完了アスペクトよりも濃厚だということは認めざるをえないであろう。この立場の全体的な当否については当面保留するが、問題になりそうなのは、タ形の基本的意味が完了であるなら、なぜ主節において未来完了を(タダロウ等の)タ形で表さず、(テイルダロウ等の)テイル形で表すのかという点である(この事実については工藤1989b 参照)。

- (注2) 非制限的カラ節は、理由は分からないが、義務的に前提/焦点構造の焦点になるという性質があり、そのため、ノダ文にした方がより自然である。ちなみに、非制限節のカラ節の(18)をノダ文にした、(18)'(?)あの際は〔肩を傷めています〕から、試合に出なかったのです。は、依然として不自然である。
- (注3) 引用節内のダイクシスの調整については砂川1989等参照。
- (注4) 三原1992に発話時基準の引用節として挙げられている例が発話時基準の確例でないことについては、橋本1994a参照。
- (注5) 制限節が、はっきりとした発話時基準の読みを持つ場合があることについては、三原1992参照。
- (注6) 三宅1992は、大まかに言えば、制限的連体節をN'の構成素でNの補部の位置、非制限的連体節をNPの外側に付加された位置にあるとして、主節時基準現象を含む各種の現象を説明する。
- (注7) 主節時基準節(相対基準節)と時のダイクシス要素との共起関係については橋本1994a, b参照。

#### 参考文献

- 井島正博 1991 「従属節におけるテンスとアスペクト」『東洋大学日本語研究』4
- 金水 敏 1986 「連体修飾成分の機能」『松村明教授古稀記念国語研究論集』明治書院
- 金田一春彦 1976 「日本語動詞のテンスとアスペクト」『日本語動詞のアスペクト』むぎ書房
- 草薙 裕 1983 「テンス・アスペクトの文法と意味」『朝倉日本語新講座3 文法と意味I』朝倉書店
- 工藤真由美 1989a 「現代日本語の従属節のテンスとアスペクト」『横浜国立大学人文紀要第二類 語学・文学』
- 工藤真由美 1989b 「現代日本語のパーフェクトをめぐる」『ことばの科学3』むぎ書房
- 砂川有里子1989「引用と話法」『講座日本語と日本語教育4 日本語の文法・文体』明治書院
- 中右 実 1980 「テンス・アスペクトの比較」『日英語比較講座2 文法』大修館書店
- 橋本 修 1994a 「ル/タ形(時制形式)の基準時と、ダイクティックな時の連用成分の基準時」『森野宗明教授退官記念論集 語学・文学・国語教育』三省堂
- 橋本 修 1994b 「相対基準時節の諸タイプ」『国語学会平成6年度秋季大会要旨』
- 町田 健 1989 「日本語の時制とアスペクト」アルク
- 三原健一 1992 「時制解釈と統語現象」くろしお出版
- 三宅知宏 1992 「日本語の連体修飾構造について」1992年日本語文法談話会(1992.12.12, 於国立国語研究所) レジюме
- Reichenbach, Hans. 1947. *Elements of Symbolic Logic* New York: The Macmillan.